

第九回国会 水産委員会 會議録 第十号

昭和二十五年十二月九日(土曜日)

午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 富永格五郎君

理事 川端 佳夫君 理事 田口長治郎君

理事 林 好次君

石原 圓吉君

鈴木 善幸君

永田 節君

福田 喜東君

小松 勇次君

佐竹 新市君

出席政府委員

水産庁長官 家坂 孝平君

委員外の出席者

参議院水産委員長 木下 辰雄君

大蔵事務官 松井 靜郎君

農林事務官(水産行政部長) 松任谷健太郎君

農林事務官(水産行政部長) 奥田 孝君

農林事務官(水産行政部長) 水野 榮君

農林事務官(水産行政部長) 杉浦 保吉君

専門員

本日

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)

水産金融に関する件

生活必需品水産物用塩の特別価格設定に関する件

○富永委員長

これより水産委員会を開きます。

第一類第十号

水産委員会會議録第十号

昭和二十五年十二月九日

水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑に入るのではありませんが、御質疑はないようでありまして、質疑は終了したものと認めます。

これより本案を議題として討論に入るのでありますが、別に討論の通告もございませんので、討論を省略して、ただちに採決いたします。

「ちよつと待て、申合せの内容もわからぬのに」と呼び、その他発言する者多し。

○富永委員長

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○富永委員長

速記を始めてください。

この場合暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時三十八分開議

○富永委員長

午前中に引續いて會議を開きます。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題として採決いたします。

本案を原案の通り可決するに御賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○富永委員長

起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なおこの際お諮りいたします。本案に対する報告書の作成等に関しましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富永委員長

御異議なしと認めまして、さよう決定いたします。

○富永委員長

次に金融に関する件を議題といたしまして質疑を許します。

松田委員。

年末も押し迫つて来ているのに、本年度における水産物の価格があまりにも低下しておるといふことで、また輸送がどうした原因であるか、ほとんど貨車の配車がない、こうしたことで、相当数量の滞貨がある。かようなときにあたつて、何らかこれに対処する金融の方法が講ぜられないか、かような陳情が北海道方面から毎日のように参つておるのであります。

このように参つておるのであります。現在の金融状態は、国内においてもあらゆる面に逼迫を来している。かような点から、農林中金において五十何億という現在保留されている金があるから、農林中金の金をこの方面にまわすようにすることが一番いい方法でないかと、一昨日以来農林中金に對してその折衝に参つたのであります。現在の農林中金の短期融資という方法は、銀行の保証づけがなければ出し得ないというふうな現状であるといふことを聞いていますのであります。

また日銀から、インフレ抑圧のために年末の金融に對しては相当の引締めを勧告されている。かような立場から、とうていその意思に沿ふことが困難でなからうかといふことを説明されているのであります。一方において、先ほど申したように貨車の輸送が滞滞でな

い、年末を控えている、かような点から行つて、中小企業及び漁業家においては非常な困難を来している。これに對して政府は、この年末金融を円滑ならしむるために、農林中金の余剰金を、大幅にこの金融に裏づけさせてやる方法を考えられているかどうか。またこれを考へて善処されんことをわれわれは望むものであります。それに対する政府の御意見を承つてみたいと存するものであります。

○家坂政府委員

水産界の年末の金融につきましては、非常に窮乏しているといふことは、私も十分感じてゐるのであります。普通銀行は、この年末に際しまして非常に引締めを行つてゐる。これが一つの日銀の方策でもありと考へるのであります。それでただいま御指摘になりました、中金のこの季節における余裕のある資金につきまして、私も何と考へて、問題に觸れて話しているものであります。が、まだ具体的に話つきまつてはおりないのであります。たゞ今松田委員からのお話もありますので、これは私もから十分中金に強い要望を出しまして、何とか融資をはかるようにして参りたいと考へる次第であります。

○松田委員

たいへんけつこつな御意思と承りましたが、大体において今北海道において滞貨されているものが、約十億以上といふことを言われているのであります。しかし十億のものを十億

出すなどといふことはとうてい不可能なことと存するのであります。また何を対象としてこれを出すかといふことは、結局において庫荷証券をもつて出す方法が一番適當でなからうか、銀行保証などといふことはいろいろな關係から不可能でなからうか、銀行保証であれば銀行が貸出しすると同様の結果になるのであつて、なか／＼不可能でなからうかと考へるのであります。要するに庫荷証券をもつて出す方法が一番適當でなからうかと考へるのであります。また中金の意向は、冷凍魚、冷凍ちくわなどは、庫荷証券があつても冷庫庫がなければこれを保管することができ得ないので、この問題に對しては考へるという意見もあるものであります。が、さうなことでこの年末の金融ができ得ないとしたならば、業者はほとんど破産にひたさうな状態が繰出るのでなからうかと考へるのであります。従つて今日あからゆる漁業の経営が成立つて行かぬのであります。せつ／＼製造し、せつ／＼漁獲したものが、金融ができ得ないために、三割か四割も現場において売らなければならぬようなことが起りつつあります。この点非常に憂慮されるのであります。農林省ばかりでなく大蔵大臣ともよく御連絡をとつて、一日も早く政策として現わして行かなければ、農林中金の事務的な処理では不可能なことであると考へられるのであります。一つの政策として

急速に実現されんことを要望いたしまして、善処方をお願いするものであります。

○鈴木(善)委員 私は漁業協同組合が工事主体になりまして漁港の修築をいたします場合の法人税につきまして、主税当局に対して御質問をしたいと思いますのであります。御承知のように漁港法の制定を見たのであります。漁港修築にあたりましては、町村自治体、または漁業協同組合が工事主体になり、管理者になつて、漁港の修築整備あるいは災害復旧等を実施いたしてあるものであります。その場合に、町村自治体の場合は別であります。漁業協同組合が工事主体になつて災害復旧あるいは修築事業をやります場合に、国はこれに對しまして、船だまりでありますれば、第一種漁港として四割を国庫負担でまかない、残額を県及び組合が地元負担をいたしております。また災害復旧におきましては七五％を国庫において負担をし、残る二五％を地元組合が負担をして工事をいたしておるのであります。この組合が負担いたします二五％に對しまして、法人税を三割課税をいたしておる。このことは全国至るところに今後発生する問題と思つてあります。重大な問題でございまして、そこで国会を通じてこの法人税の取扱ひ方を明確にいたしておいた必要があると思つてあります。具体的な例をあげまして、当局の見解をただしたいと思つてあります。岩手県下閉伊郡の船越村におきまして、二十四年度災害復旧工事をいたします場合に、総工費九百七十万円、それに対して国が七五％の国庫負担をなし、組合が二五％を負担したものであり

ますが、その場合法人税として約七十万円が課税されて参つたのであります。公共の用に供するところの水面に、公共の用に供する防波堤の工作物を災害復旧いたしました。その地元負担に對して法人税がかつて参つたことに對しまして、地元は非常な驚愕をいたしておる。これが町村工事でありますれば、組合は直接経費も負担をせずに、また税金もかかつて参りません。しかるに組合が工事主体になりましたために、組合が地元負担をした上に、さらに法人税までかかつて参るといふことで、関係漁民は非常に困窮いたしておるのであります。税法上いかなる見解に立つて法人税を課税されたか、その点をまずお尋ねしたいと思つてあります。

○松井説明員 鈴木先生の御質問に對しまして御答弁を申し上げます。ただいま御質問になりました件につきましても二つの見解がございまして、まず第一は、国がそういうような漁港の修築をいたします場合に、予算その他の関係上修理費の一部を漁業協同組合に負担をさせる、漁業協同組合から修理費の一部を徴収して国が修理をした、その場合の漁業協同組合が負担したその金額が、国に對する寄付金であるといふ考え方が一つございまして、もしそれが國に對する寄付金だといふ解釈が正しいといひますと、これは法人税法第九條の第三項の規定によりまして、法人の損金に相なります。それからもう一つの見解は、漁業協同組合がそういうような経費を負担をした、その経費を負担するかわりに、その漁港の管理者となり、しかも管理者となりますと、その漁港を利用する者から利用料

の徴収ができるということに相なつておりますので、それは一種の権利ではないか。そういうような金を出すことによつて、そういうような利用料を徴収し得るという権利が発生し得るのではないかと。そういたしますと、それは経費でなくして、権利を取得する対価だ、従つてそれは損金にならずに、資産に計上すべきものである、こういうような見解があるわけでありまして、その両方の見解がございまして、今国税庁の方と水産庁の方と、それについて協議研究をしております。まだ結論には達してないものであります。今研究しておりますのであります。

それからも一つ今例示的に実例を示された件につきましては、仙台の国税局から私の方へ稟議が参つております。その稟議に對して私の方から指令をするわけでございまして、それに付きましては、今の水産庁との交渉の結果結論がでませんと、その指令が出ませんので、まだその指令も出しておりません。結論が出次第、それに對する指令を出そう、かように考えておる次第であります。

して認められるのであるかどうか、これをまず一点お尋ねいたします。

○鈴木(善)委員 ただいまの御答弁に、二つの考え方があるというお話でありましたが、そのお話のうちで、まず第一点の、国が災害復旧工事をやる場合に、地元負担を寄付金と見る解にすると、その場合は第九條を適用して損金にするという御見解であります。これは税法で定めましたところの、大蔵大臣が認めたところの一定額というわけに内において損金として認められ、その額を越える場合には課税の對象になる、こういうことに相なるのであります。それとも全面的に損金と

の資産というぐあい認定をすること、私は、妥協を欠くものではないかと思つてあります。また現実におきまして、このような防波堤等の工作物を組合の資産表には絶対に載せていないのであります。こういうような観点からいたしまして、これに法人税を課税するといふことは、當を得ないものではないかと思つてあります。よつてそういうような公共の用に供する水面に公共の用に供するところの防波堤等の工作物をなす場合、しかもその七五％は国の負担に對して行つ、こういう施設でございまして、これは組合の当然の支出経費として、損金としてこれを認める。こういうような解釈をすべきでございまして、必要があるのではないかと思つてあります。この点に對する御見解もあわせていただきたいと思います。

○松井説明員 ただいまの御質問に對してお答え申し上げます。まず第一点でございまして、これは第九條、第三項の規定に基づきます省令が出ておるのでございまして、その省令に基づきまして、さらに大蔵省告示があります。これは昭和二十五年七月五日付大蔵省告示一〇号、これでございます。それによりまして、国、都道府県または市町村に對する寄付金は金額を損金にする、こういうことに相なつております。それから、ただいまの漁業協同組合が國に對して負担した経費が、國に對する寄付金といふことに相なりますと、金額が損金に相なるわけでありまして、一定限度を超したものに對して課税するといふことは、これには適用にならぬわけでありまして、これは金額損金であります。

それからその次の利用料を徴収するのは、それは利潤を産むためではないのだ。実費を徴収するためだ。こういうふうなお尋ねでございます。法文を見ましても、第三十五條には「費用に充てるため、このようにことになつておりますから、これもその法文の趣旨としてはその通りだろ」と思ひます。ただ三十八條を見ますと、一定の料率を定めてとるというに相なつておりますので、現実に徴収するものがはたして実費であるかどうかということ、その法文だけでは判定がつかないということに相なるのではないかと、思ひます。従ひまして、これが全然そういう権利というふうな性質はないのだ、まづそれは経費なのだ、という先生の御見解であります、それにつきまして私どもの方も、そういうふうな一定の料率をきめて、利用料を徴収するようにして行きたい。それからもう一つ全然そういうものを徴収しなかつた場合、つまり法文には、「徴収することが出来る」とあるのではありませんから、徴収しない場合もあるのではないかと、もし徴収しない場合には、全部それは経費ではないかという御見解でございますが、これについても、こういう考え方が一応あるのではないかと、思ひます。利用料は徴収しない、しかしその利用をするのはやはりその協同組合の組合員が主として利用するわけでありまして、利用権というふうな考え方一つあるのではないかと、思ひます。この点については、一概にこれは全然経費であつて、反対給付が全然ないのだというふうにも参らぬのではないかと考へております。

○鈴木(善)委員 人分問題の核心に就

れて来たのでありますが、ただいまの御答弁で、国が七五％も負担いたしておりますから、これをあと二五％は組合の寄付行為、寄付金という認定を下されまして、これは損金として法人税法上の課税の対象にしない、この見解でも現在起つておりますような矛盾が解決できるのではないかと、思ひます。この点においても、私ども当局において十分善処されるように希望するものであります。

また第二の問題につきましては、全然見解を異にいたします。今の一定の料率を定め云々という條文もございまして、これは漁港法において前條に明記しておりますように、経費に充てるためという大前提がございまして、その経費に充てるというそのわく内において料率をきめる、こういうことが関連條文にあるわけでありまして、これは防波堤あるいは漁港等の維持費以外の料金は使用されないので、もつぱらその料金はそういう経費のみ充てられるものでありますから、今の御見解は妥当でないと思ひます。また管理者に指定されたことが、使用権というか、一つの特権のようにお考へのようにありますけれども、これは漁港の公共性、占有し、独占し、独占的にこれを利用し得べき性格のものでございまして、本質からいまして、地元組合の特権がそこに発生するといふ、あるいは解釈を下すことは、妥当でないと思ひます。町村工事におきましても、あるいは別の工事におきましても、管理者は何らそこに使用上の特権を獲得するものではないのであります。同様に、組合が管理者になり、事業主体になつてやりましても、その組合員のみがそこに特権を得るのではない、これは、漁港の本来的性質からいって当然のことであらうと思ひます。そういうふうな見解からいまして、この点においても、私ども当局において十分善処されるように希望するものであります。

なつてやりましても、その組合員のみがそこに特権を得るのではない、これは、漁港の本来的性質からいって当然のことであらうと思ひます。そういうふうな見解からいまして、この点においても、私ども当局において十分善処されるように希望するものであります。

松田委員 ただいまの鈴木委員から、私の質問を終る次第であります。○松田委員 ただいまの鈴木委員からの、その答弁に対しては、私の御答弁は、その答弁と見解の相違があるものではなからうかと考へるものであります。例をあげて申し上げるが、私どもは、この夏に北海道へ六人で調査に参つたのであります。そうしてその漁港を調査するたびに、その漁港の管理者というか、つまり町村なり、漁業協同組合なりに対して、また一般住民に対して強く要望し、注意をして来たことがあつたのであります。それは、わたくしらが調査した当時、その漁港そのものを、漁港を愛してゐる、この村が、いかに港灣を、漁港を愛してゐるか、あるいは投げやりしてゐるか、ということが、一目瞭然としてわかるのであります。要するに小さな破損の所を、こ

れは国がやるのであるとか、あるいは地方官がやるのである、というふうな見解のもとに、少しもそれに対して手入れをしない港もあつたのであります。あるいは漁港の維持といふことについて、組合員が少しも費用を出してない、というところもあるものであります。また各漁港において、小さな破損などは、町村なりまたは漁業協同組合が、いろいろとわずかの間に修理することによつて破損を防ぐことが出来る、こういうことで、これには相当の経費がかかるのであります。またある所へ行きますと、港の中へどん／＼とみを捨ててゐる、近いものですが、港を愛してゐない、こういうところは港を愛してゐないところでありまして、かようなことであつたならば、港を愛してゐないところには、おそろしく漁港の施設をすることも、国としては必要でなからうかという見解をわれわれは持つて参つたのであります。ゆゑにその点を忠告し、港を愛することに、つてその村が榮えるばかりでなく、内地方面から来る漁船に対しても便利を與えることである。こうしたときにおいてその維持費はだれが出すか、国の維持費といふものもあるが、それだけではとうてい、その維持が得られないではないか、たとえばそこに監視人を置く、ごみを捨てる者を警戒するとか、小さな破損を修理するためにやるとか、こうしたまじめに漁港を愛してゐる港こそは、われ／＼水産委員会は、全力をあげてその港を応援しなければならぬ、という見解を持つて参つたのであります。ただいま鈴木委員の質問

に対して、さうな点も含まれてゐるのであります。たとえば維持費に幾らの負担を持つてやつたからといつて、それが法人税の対象になるなどとお考へになることは、大蔵省とすれば、そういう見解をされるかしらんけれども、漁民としては決してそういう利益を目的として、また自分の独占のものとしてやつてゐるものは、おそろしく全国ではなからうと考へるのであります。国の力によつてできた漁港、県の力によつてできた漁港に対しては、漁民みずからがそれを守つて行かうという考へ以外に何ものもないことを、私は立証できるのであります。とを、われ／＼もその点非常に各地をまわつて力説し、また港を愛することに、よつて初めてつばな漁港となり、われわれは力を入れることができるのであるからといふ指導もして参つてゐるのであります。この点においては十分参酌されまして、鈴木委員の御発言の御趣旨に沿うように御努力をされんことを願ひます。また先ほどの説明から行きますと、岩手県などの港、宮城県などの港、これなどは議論が盡されてゐる問題をいまだ議論するなどということは、私は官僚なればこそかように／＼してゐるものだと考へられるのであつて、はつきりわかつてゐることで議論の必要もないから、早く回答を出して、法人税の設定などというのをやめていただきたい、私は考へるものであります。

○松井説明員 御答弁申し上げます。ただいまの漁港の清掃とか、それからそれに関する／＼な維持費につきましましては、これは法人税の課税の対

に對して、さうな点も含まれてゐるのであります。たとえば維持費に幾らの負担を持つてやつたからといつて、それが法人税の対象になるなどとお考へになることは、大蔵省とすれば、そういう見解をされるかしらんけれども、漁民としては決してそういう利益を目的として、また自分の独占のものとしてやつてゐるものは、おそろしく全国ではなからうと考へるのであります。国の力によつてできた漁港、県の力によつてできた漁港に対しては、漁民みずからがそれを守つて行かうという考へ以外に何ものもないことを、私は立証できるのであります。とを、われ／＼もその点非常に各地をまわつて力説し、また港を愛することに、よつて初めてつばな漁港となり、われわれは力を入れることができるのであるからといふ指導もして参つてゐるのであります。この点においては十分参酌されまして、鈴木委員の御発言の御趣旨に沿うように御努力をされんことを願ひます。また先ほどの説明から行きますと、岩手県などの港、宮城県などの港、これなどは議論が盡されてゐる問題をいまだ議論するなどということは、私は官僚なればこそかように／＼してゐるものだと考へられるのであつて、はつきりわかつてゐることで議論の必要もないから、早く回答を出して、法人税の設定などというのをやめていただきたい、私は考へるものであります。

象にはしてないのではありません。これは経費になっております。それから先ほどのそういうものを権利とすることはいけないうい御趣旨につきましても、私の方にもそういう意見がございますので、水産庁と今協議研究しておりますので、いずれ結論が出ますから、しばらくお待ちを願いたいと思うのであります。

○田淵委員 先ほど松田委員の水産年末金融問題でありますが、まだ具体策が立つていないようであります。私は北海道の水産滞貨が十億もあるということ、実はびっくりしたのであります。これが、これに対して年末融資をするならば、今から日銀の北海道支店と農林中金の北海道支店の、現金の現在高ぐらゐのものを調べておかなければいかぬ、少くとも本年末の通貨の発行高を四千億圓ぐらゐまで増そうと政府は立て、また貸もそうさせているときにも、もしも北海道にこの現金の準備がなかつたとするならば、どういう問題が起るかというのを、私は逆算して申し上げたいと思う。十二月二十五日までには北海道に着くようにしなければならぬといたしますならば、すでに本日は九日でありますから、あと二週間しかないのではありません。この間に全部の手当をして、北海道の現金のあり高を見て手配をしてやらぬと、吹雪その他の事故において、この十四日間に現金が現地に着くかどうかというのを考えなければならぬ。私はかつて東北に一億七千万現送されたときにその手を負っているから申し上げるのであります。そこで少くとも十一日の日曜日から事務的な開始をいたしまして、十四、五日までかかるものと思

います。これをかりに十億の滞貨に対する九〇%の融資をしてやるとするならば、九億の現金が入る、これを百円札で送るとすると六百箱いるので、少くとも一貨車いる。千円札で送るとしても六十箱です。今日銀が現送いたしているのは一箱一億五千万、百円札で百五十箱である。このようにしてやるときに、吹雪その他の関係で迅速にしなければ、たとえ事務的なものが成功しても現金が間に合わない。こういう意味から、まず北海道の日銀支店に現在現金の年末融資を水産にどのくらい、林業にどのくらい、鉱山業にどのくらいというのを調べる。そして農林中金にどのくらいあるかという点、それからこれに対する手続をやつて、少くとも十四、五日までに東京日銀本店から現金を送送するということが出来るか、もしも立っていないとすればこれを立ててもらいたいし、また名案があればお聞かせ願いたいと思うのであります。

○奥田説明員 ただいまの年末金融の問題でございますが、結局農林中金の余裕金をそちらへまわすということとをまずきめる必要がございますが、その点につきましては、さつき松田さんの御発言中にごさいましたように、中金の方でその貸出について問題がございますので、水産庁といたしましては、その点をまず解決する必要があると存じます。御承知のように農林中金の貸出につきまして、所屬の組合以外には原則として貸せないことになっておりますので、たゞ余剰金でありますも個人に貸すような場合には特別の認可という措置がおりますので、そういう

点もあわせて解決する必要があると思います。要は中金がそれだけ滞貨金融をすることをきめることが先決でございます。そういう点につきまして、水産庁としてできるだけ努力をいたしたいと思つております。

○松田委員 たいへんけっこうなことでございますが、ただいま田淵委員からお話のあつたように、その数字がはつきりしなければ、とうていその交渉は結論に到達しないと考えてるのであつて、これを早くわれわれの方に陳情に参つてくれる方はよくわかつておりますが、陳情に参つていないものに対する周知等をさして、その数量を急遽にまとめなければならぬいじやなからうか、かように考えるのであります。一番いい方法は、新聞よりもラジオで放送することが手取り早くまとまることなのであります。ラジオにはそういう時間があるので、水産庁の意向として、ラジオ放送をもつて数量を早くまとめるというようなことを北海道に放送されんことを、私はつけ加えてお願いしておく次第であります。これに対する御意見はありますか。これは私の案であります。水産庁にいい方法がありましたら、ひとつお聞かせを願いたいと思つております。

○奥田説明員 数量をまとめるようにラジオ放送するとおつしやいました。そのことはちよつとよくわからなないのでございます。

○松田委員 ちよつと速記をとめてください。

○富永委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○富永委員長 この場合発言を求められております。これを許します。川端委員。

○川端委員 私はさきの十二月七日の新聞において、すでに御承知の外国為替及び外国貿易管理法第五十一條に基づき、「中国本土(海南島および中共治下の近接諸島を含む)」という地区に合致して、満洲、北鮮、香港及び澳門向けの輸出許可品目の輸出を、六日から約一箇月間通産省では全面的に停止するということになったのであります。これを伴う諸問題について質問いたしたいと思つております。私は共産党の諸君の言うように、中共へ輸出を禁止されたことの善悪という問題をお聞きしたいと思つております。これは政府の政策として禁止をしたが、この禁止という措置に伴つて漁業者はどういうふうな心構えをしなければならぬか。この禁止をされたというところ、漁村に及ぼす影響というふうな問題を、この国会を通じて国民に周知せしめなければならぬというふうな観点から伺いたいのでございます。今この輸出停止という点によりまして、水産物関係で輸出禁止の対象になつておるもののお調べがあれば、まず伺いたいと思つております。

○水野説明員 ただいま川端委員のお話の、貿易管理法第五十一條によりまして輸出を禁止したということは承知しております。しかしながらこの中、香港方面への輸出禁止の品目でございますが、これは取調べました結果によります。従来輸出の要許可品目については適用により、水産物につきましては、要許可品目になつておりませんので、さした問題はなかりうと思つております。

○川端委員 われわれの方に集められた資料によりますと、輸出禁止の対象に鯨油、魚油、植物油、ことういうようなものが一応対象になつておつて、今のわれわれの調べによつて、これだけであるかのような考え方を持つておられる方が、このことは御承知なのか、あるいは又一步進めまして、このほかにも考えられるものがあるかというところを、重ねてお伺いいたします。

○水野説明員 魚油、鯨油等につきましては、従来支那方面に輸出をされた例がないのであります。おそらく農林物資といたしまして考えられ、また対象となつておるものには、坑木があるのではないかと申すのであります。水産物については、先ほど通産省へ連絡いたしましたけれども、禁止の品目にしたものは、ない、こういうふうな答弁でありました。

○川端委員 それでは水産物関係では全然これに概当するものはない。私が再三たつて念を押すのは、先ほど松田委員からも、年末に當つて非常に内地に水産物が滞荷しているというふうなことに付て加えて、こういうふうなことからする処置がとられたということによつて、漁村に大きな経済的な圧迫というか、はからざる事態を招くようなことが起りはないかというふうな危惧を持つたからであります。

最後に結論として、水産物関係では、この禁止措置によつて支障を生むというか、あるいは禁止の対象になるものは、実際問題として全然ないんだというふうな結論であるかどうか、重ねてお考えを伺いたいと思つております。これをもつて質問を打ち切ります。

○松田委員 ちよつと速記をとめて下さい。

○宮永委員長 速記をとめて……。

〔速記中止〕

○宮永委員長 速記を始めてください。

○川端委員 ただいまの松田委員の御意見は承りました。私は承るの事とばかり言つておるのではありません。日本の水産物全部を対象にして考えておるのであります。まあこれはこの程度でよいといたします。

そこで漁政部長が見えましたので、ちよつと念のために申し上げておきたいことが一つあります。実は再三申し上げたいと思つて機会をねらつたのだが、今まで言えなかつた問題で、重要な問題が一つあります。それは前回の議会と、そのあと休会中に国政調査をいたしまして、戦災漁場の復旧問題について調査をいたしました。その報告については、国会でも各委員長から、地方の事情から見て非常に緊急な問題であるという御報告があつたことは御承知の通り。これについては二十五年

のことでありますが、二十六年年度の予算にこれから必死の交渉をいたしまして、必ず入れるというふうな気持を持つてゐるのか伺いたい。

○松任谷委員長 荒廃漁場の復旧に關しての予算につきましては、かねてから水産常任委員会におかれていろいろと実情を調査され、資料をまとめた上で、政府予算の計上といつたような点につきまして御努力をなさつた次第でございまして、水産庁といたしましては、その線に沿つてただいま川端委員からお話がございまして、二十六年年度の予算なり、二十五年年度の補正予算で参りたいということでは、要求をいたしましたのでござい

ます。ところがただいまお話のよう

に、二十六年年度の予算に組みよりも二十五年年度の補正予算に組みむべき性質のものであらうというふうな大蔵当局の意向もありまして、私どもは二十六年年度の予算から落して、二十五年年度の補正予算に計上すべく要求を重ねたのであります。いろいろとこの間

全体の予算の折衝等の關係からいたしまして、問題の点として保留になりました。現在に及んだわけではござい

ますが、保留といふことがこれは認める意味ではないというふうなことが、数度の折衝によりはば明確化したのでありまして、何とかもう一押し私どももやつてみたいと考へまして、その後も折衝をしたのであります。全体の予算が組まれております状況下におきま

しては、財源の關係等もあるといつたやうなことで、よほどの情勢の変化がない限りは困難であらうというやうなことを、事務当局の折衝の結果におい

ては申しておるのでございます。お話

のように、本予算につきましては、相当全国にわたる事業者の要望もござい

ます。水産庁といたしましては、何と

もこの予算の計上をはからなければならぬといふことを考へてはいるのでござい

ますが、ただいま申したやうな状況でございまして、はなはだ私どもの力の至らぬ点をおおびし申し上げ

なければならぬやうな状況になつてお

ると思つておるのでございます。

○川端委員 今お話を伺つて、さうい

う態度では突に困る。私たちが、大蔵省当局の意向を非公式に聞いてみますと、さういふわけではない、要するに水産庁の努力が足りないというやうなことがわれわれには感ぜられる。と

いは、決してなげきにして実現したくないといふ考へ方ではなかつた。十分に水産庁当局から資料を得て、十分な確信をもつてやりたいという気持はあるいは持つておつたかも知れないけれども、その間にいきさつがいろいろあるのがつて、あるいは農林大臣にまかしておるか、あるいは水産庁長官の交渉が手ぬるいとかいふことによりまして、なか／＼それが実現の歩を進めなかつたといふのが事実のやうに、われ／＼は看取しておるのであります。これは今の答弁の中にもあります。どうして、どうしても地方民への問題としては大きな問題であります。しかも私たちの瀬戸内海地区においては、最も重要な問題であります。から、これは今までのやうなまぬるい態度ではいかぬ。二十六年年度にはこの額は八割補助でなくてはよろしい。五割補助でもよろしいから、どうしてもこれを実現するように努力してもらわ

なければ、われ／＼はこのままでは済まされぬ。何とか一層努力をしてもらつて、二十六年年度にはそのくらいな財源はないはずはありません。従つて努力が足りないものであつて、実績がないのではない。どうかその点をよくお含み願ひまして、御努力あらんことを切にお願いいたします。

○田口委員 私は先般本委員会におきまして、松田委員から提案された塩の問題につきまして、その後の経過、現状を御報告申し上げ、御承認を願ひ、あわせてこの問題に對して本委員

会から大蔵大臣に對して要請書を提出したい、こういうことにつきまして御説明申し上げたいと思つてあります。

現在水産物の中には、値段が非常に安く、製造しようとしても価格の關係で製造できない、またむりに製造したとしても農村その他の大衆の購買力の低下によつて売れない、こ

ういふやうな品物が数量的に非常にたくさんあるのでございます。ただいま水産物の高度利用、できるだけ食糧化する

ことが非常に重大問題になつておるの

でありますから、この点から考へまし

て、価格が安いために製造ができない、売れぬという、こういう種類をい

います。われ／＼検討いたしましたのでござ

います。大体北の方にあります。それ

は、にしろ、たら、さけ、ます、それ

から全般的にいひ、さば、鯨、この七種類がそれに該当しております。この七種類の塩漬物につきましては、専売法の一部を改正いたしました。政令で特別価格を設定する必要があり、さういふことで今まで参つたのであります。農林産物、いわゆるみ

そ、しよつと、つめのなども、これと同一歩調をとつて参つたのであります。ところがこの農林産物を加えますと数量が非常にたくさんになります。たとえばみそで八万トン、しよつとで十四万四千トン、つめのもので十四万二千トン、およそ三十五万トンの塩を使つておる。この三十五万トンと水産物のわれ／＼の要求するものを合計いたしますと、四十二万トンからになります。かくのごとく多量のものについて、特別価格の設定といふことは、大蔵省も、専売公社も非常に難色があるものであります。従つて私どももいたしましては、この問題を解決するために大蔵委員会、農林委員会、水産委員会の三委員会が合同審議して、この間の調整をはかるやうなやうなことで、

一昨日この会合を催したのでござい

ますが、その結果、農林産物につきま

しては一般価格を下げる、こ

ういふこと、従つて特別価格の設定とい

うことは、水産物だけで進む。こ

ういふやうな大体の折合ひがつきました。から、ただちに専売公社に参りまして、副總裁と塩漬局長に会ひまして、いろ

いろ折衝いたしましたのでござい

ますが、専売局といたしましては、大蔵省が承

認すればよろしいといふやうな意向に

了承をしたのでござい

ます。ただわれ

れが持つて行きました。塩専売法

の二十九條の改正案が非常に範圍が広

いから、何とか範圍をもう少し狭めた

條文にしたいといふ希望があ

りまして、ただちに議會に申入

れ、法制局長と打合せをいたしまし

た結果、大体その案もできまして、二十

九條第一項中「政令で指定する化学製

品」の下に及びにしろ、いわし、鯨を

の他国民が日常食用とするもので政令で指定する塩蔵水産物を加えるという項目にいたしましたのでございますが、ただ問題は、専売公社の特別会計の予算に關係するのでございます。この計数の整理上、われ／＼が当初考えておりました臨時国会にどうしても上げるということができないことになりましたので、引続き通常国会にこの問題をこの方向で進めたいと思えますから、この点御了承を願いたいと思えます。

なおこの機会に本委員会から大蔵大臣に対して要望書を提出したいと思うのであります。要望書の要旨は、

國民大衆生活必需水産物用塩の特別價格設定に関する件、水産物中、いわし、にしん、鯨、たら、さけ、ます、さばの塩蔵物は、國民大衆の生活必需品として欠くべからざるものなるがゆゑに、これを安価に供給せしむる目的をもつて、政府はすみやかにこれらに使用する塩については特別價格を設定するよう要望する、

こういうことを出したと思うのであります。どうかお諮りくださいまして、さよう措置するようにお願いいたします。

○石原(團)委員 この会期も本日で結了のようでありまして、明日より通常国会に入るわけでありますが、水産に関する諸施設はまことに不徹底であります、その關係が水産省設置問題に拍車をかけて来た形であります。現在水産省設置問題に対する衆議院の賛成署名者は約三百名に達するのであります。参議院もまた百六十名を超過する域に達したのであります。また一般漁民の署名運動も一層盛んになりまして、そうして今や七十万を突破するよ

うな情勢であります。本日ここにお見えになつておる傍聴の諸君も、この水産省設置に対しては深き要望を持つておるのであります。かように水産省の設置の要望を強く叫んで来たということとは、すでに時期到達したといつてもいいと思うのであります。いかにしても今日までの水産行政、ことに漁業協同組合、いわゆる旧団体より新団体へ移つたところの焦げつきの負債、これで全国の漁業協同組合は今や死生の境を彷徨しておるといつていいわけであります。その他水産金融の問題、いずれをながめましても、一日も早く水産省を設置せなければならぬということ は私の申すまでもないところであります。どうか委員長におかれては、来る通常国会の劈頭におきまして最善の考慮を拂われて、われ／＼委員一同を鞭撻されて、そしてこれが実現の一日もすみやかならんことを切に要望し、かつお諮りを願つておきたいのであります。また水産施設審議会というよう な強固な一つの審議機関をつくつて、そして水産に対する輿論を強く議會に反映せしめなければならぬという情勢も迫つておるように考えるのであります。これら両々合せて、今日日本の原始産業として、何ものをおいてもこの水産行政の拡充、増産の強化をはからなければならぬと思ひます。するので、新国会に移りましたならば、特にこの点を委員長は取上げて、急速なる実現を期するように、切に要望する次第であります。

○富永委員長　ただいまの石原委員からの委員長に対する要望につきましては、全面的に賛成するものでございます。明日からの第十国会劈頭におきま

して何らかの措置を講じまして、御期待に沿うよう努力する考えでございますが、委員各位におかれましては万全の御協力をお願いいたします。

なおそれに引續いて、お諮り申し上げます。先ほど田口委員から、国民大衆生活必需水産物用塩の特別価格設定に関する件につきまして、大蔵当局に要望するようという御意見がございましたが、田口委員の御意見の通り要望するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富永委員長　それではさよう決定いたします。

ここに一応その案文を読み上げて、委員会の要望事項にいたしましたと思います。

国民大衆生活必需水産物用塩の特別価格設定に関する件

水産物中、いわし、にしん、いか、鰯、たら、さけ、ます、さばのような塩蔵物は、国民大衆の生活必需品として欠くべからざるものなるがゆえに、これを安価に供給せしむる目的をもつて、政府はすみやかにこれらに使用する塩については、特別価格を設定するよう要望する。

以上でございます。これをただちに大蔵大臣に申達するようとりはからうことにいたします。

臨時国会開会中、委員各位におかれまして、いろいろ御協力を賜りました点につきましては、この機会にお礼を申し上げます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時五十八分散会

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○富永委員長　それではさよう決まっています。

ここに一応その案文を読み上げて、委員会の要望事項にいたしたいと思ひます。

国民大衆生活必需水産物用塩の特
別価格設定に関する件

水産物中、いわし、にしん、い
が、鯨、たら、さけ、ます、さばの
ような塩蔵物は、国民大衆の生活必
需品として欠くべからざるものなる
がゆえに、これを安価に供給せしむ
るをもつて、政府はすみやかに
これらに使用する塩については、特
別価格を設定するよう要望する。

以上でございます。これをただちに大蔵大臣に申達するようとりはからうことにいたします。

臨時国会開會中、委員各位におかれまして、いろいろ御協力を賜りました点につきましては、この機会にお礼を申し上げます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時五十八分散會

〔参照〕
水産業協同組合法の一部を改正する
法律案(参議院提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕